様式第七号の二（第十五条及び第二十一条関係）

厚生年金保険被保険者　ローマ字氏名届

年金手帳の基礎年金番号	生年月日（西暦）	性別	住民票の有無
	年　月　日	1 男 2 女	1 無 2 有

被保険者氏名

ローマ字氏名記入欄
（フリガナ）
（ローマ字）

※「漢字氏名」「通称名」をお持ちの方は、下記の欄に記入してください（記入は任意です）。

漢字氏名記入欄	（フリガナ）	
	（氏）	（名）
通称名記入欄	（フリガナ）	
	（氏）	（名）

※当該被保険者がローマ字氏名をお持ちでない場合は、その理由をチェック（✔）してください。

理由記入欄
□短期在留者であるため
□海外に住所を有している者であるため
□在留カード（または特別永住者証明書）にローマ字氏名が記載されていないため
□その他　理由（　　）

【記入上の注意】
1 「住民票の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
2 フリガナは、被保険者資格取得届に記入したものと同じものを記入してください。
3 ローマ字氏名は、在留カード若しくは特別永住者証明書又は住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。なお、ローマ字氏名をお持ちでない方については、「ローマ字氏名欄」に被保険者資格取得届等に記載したカナ氏名を記入のうえ、「理由記入欄」に その理由を記入してください。
4 事業主の押印については、署名（自筆）の場合は省略できます。

平成　年　月　日 提出

〒　－

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名　　㊞

電話番号　（　　）　　－

社会保険労務士の提出代行者印	
	㊞

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項第二号に次のように加える。

ハ　ローマ字により氏名を表記した書類（第三号被保険者が日本国籍を有しない者である場合に限る。）

第七条第二項中「届書に、国民年金手帳を添えて」を「届書を」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　国民年金手帳

二　ローマ字により氏名を表記した書類（第三号被保険者が日本国籍を有しない者である場合に限る。）

附　則

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

○国土交通省令第六十四号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第二条第一項第二号並びに第二項第一号イ及びロ並びに第二号、第十九条第八項及び第九項並びに第二十条第二項第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則を次のように制定する。

平成二十六年七月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則

（交通事業に係る交通に関する施設）

第一条 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（以下「法」という。）第二条第一項第二号の国土交通省令で定める交通に関する施設は、次に掲げるものとする。

一　鉄道施設
二　道路
三　駐車場
四　自動車ターミナル
五　港湾
六　水域において使用される浮き構造物（交通の用に供するものに限る。）
七　空港
八　車両、船舶又は航空機を整備するための施設
九　倉庫（物資の流通に係るものに限る。）

（都市開発事業に係る公共の用に供する施設）

第二条 法第二条第二項第一号イの国土交通省令で定める公共の用に供する施設は、次に掲げるものとする。

一　道路
二　公園、緑地及び広場
三　下水道
四　河川
五　運河
六　水路
七　防水、防砂又は防潮の施設
八　港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設

（都市開発事業が行われる区域の面積の規模）

第三条 法第二条第二項第一号ロの国土交通省令で定める規模は、おおむね五千平方メートルとする。